

# 保険料減免へ一歩前進

## 樋口良子議員の指摘に応じてたたちに条例改正

### 議会最終日に 突然条例改正案が

九月議会の最終日、二六日に突如として介護保険条例の改正案が提案されました。

内容は、「その他市長が特別の事情があると認めるときに保険料の徴収猶予または減免ができるようにする」というものです。

全会一致で可決しました。

### 介護保険料に 逆転現象がある

九月二一日の一般質問で樋口良子議員は、「収入の少ない人が収入の多い人よりも高い介護保険料を払わなければならぬという逆転現象があります」と質問し、市長はその実態を認め、「改善の必要がある」と答弁していたものです。

樋口議員は再質問で、「この改善には、条例改正が必要です」と提起しました。

### 対象は狭いが

想定される減免対象者数は、いろいろ制限があるために百〜二百人程度で、減免額の合計も約二百万円の予算です。

とりあえずは一歩前進です。

## 男女共同参画年宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を越え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認め合い、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

上越市

平成13年9月26日採択

### 《現段階で想定している減免内容》

1. 減免対象者  
次の各号のいずれかに該当する人  
(1) 世帯の収入が生活保護基準額を下回っていること  
第3段階の世帯でも、ケースによっては軽減の対象となる。  
無収入の親と年収137万円の子の場合：現行は、課税世帯で第3段階が適用されるが、生活保護基準額約150万円を下回っているため、軽減対象となる。  
(2) 他の世帯の住民税課税者の不要を受けていないこと  
(3) 活用できる資産を有していないこと  
不動産 同一世帯内に自己の居住用以外の処分可能な土地又は家屋を所有する人がいないこと  
預貯金等 世帯全体の預貯金等の総額が、年間の生活保護基準額を上回っていないこと
2. 減免内容  
世帯の収入が生活保護基準を下回っていることから、生活保護の受給者の保険料負担(第1段階)と同等かそれ以下に設定。  
(1) 生活保護基準を下回る世帯  
(2) 老齢福祉年金額(年額40万0800円)をし玉輪ね世帯の第2段階で軽減
3. その他  
(1) 減免対象者数：100人～200人  
(2) 減免額合計：約200万円  
(3) 減免の財源は、介護保険料全体で負担

## 二つの請願はいずれも不採択

今議会ににいがた県自治体問題研究所上越支部から二つの請願「地方交付税の削減に反対する意見書の提出を求める請願」「公明正大な選挙を行うことを求める請願」が出されています。(九月二日付け 189裏面参照)

「地方交付税…」の賛成は共産党二人だけで、「は共産党二人と自由ク四人の賛成で否決されました。

杉本敏宏議員が「公明正大…」の賛成討論をしている間、宮越市長は「うん」とか「そうだな」と盛んに相づちを打っていました。

市長を応援する議員が一人も賛成しないのですから、「親の心、子知らず」でしょうか。

## 上越民報

2001年9月30日 191  
日本共産党上越市委員会  
日本共産党上越市議会議員団  
上越市五智1丁目2番12号  
TEL 43-1890 FAX 43-1875  
編集 杉本敏宏 発行 樋口良子  
TEL 24-3787 FAX 24-3832 TEL 44-6802 FAX 44-7004  
http://web.joetsu.ne.jp/~t-sugi/